

商品概要説明書

リフォームローン（空き家解体型）（三菱UFJニコス保証型）

（令和3年2月1日現在）

商品名	リフォームローン（空き家解体型）（三菱UFJニコス保証型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）については資金使途に含めることができます。
借入金額	○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上10年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当J Aが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当J Aが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当J Aが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。

	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
団体信用生命共済	○ご希望により当J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.10%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.25%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%								
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年0.30%								
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ※手数料については、お申込みいただくJ Aにお問合せください。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または（こちら）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A（こちら）またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）								
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。								

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○印紙税が別途必要となります。○本商品は店頭お申込み専用の商品となります。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 |
|--|--|

